

総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する 運用ガイドライン

(平成23年度版)

平成23年5月9日以降入札公告の工事に適用

平成23年 5月

青森県 農林水産部

総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する 運用ガイドライン(平成23年度版)

目 次

1	はじめに		
1-1	背景	P.	1
1-2	本ガイドラインの目的	P.	1
2	総合評価落札方式の概要		
2-1	総合評価落札方式の特徴	P.	2
2-2	総合評価の方法	P.	3
2-2-1	総合評価の概略手順	P.	3
2-2-2	総合評価の方式	P.	3
2-2-3	除算方式	P.	3
2-2-3-1	評価点の付与方法	P.	4
2-2-3-2	落札者の決定方法	P.	4
2-2-4	加算方式	P.	6
2-2-4-1	評価点の算出方法	P.	6
2-2-4-2	落札者の決定方法	P.	7
2-2-5	総合評価落札方式の入札体系	P.	8
2-2-6	品確法に係る入札・契約方法の見直し	P.	9
3	手続の流れ		
3-1	手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円以上の工事	P.	10
3-2	手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円未満の工事	P.	12
4	実施の手順		
4-1	総合評価落札方式の選択	P.	14
4-2	対象工事の選定	P.	16
4-3	評価項目及び評価基準		
4-3-1	評価項目及び評価基準の設定	P.	18
4-3-2	加算点、価格以外の評価点、 価格評価点の設定	P.	24
4-4	評価内容の担保		
4-4-1	履行の確保	P.	26
4-4-2	履行できなかった場合の措置	P.	26
4-5	入札公告手続		
4-5-1	入札公告	P.	26
4-5-2	入札説明書	P.	27
4-6	技術提案の審査と総合評価		
4-6-1	技術提案の審査	P.	28
4-6-2	総合評価及び落札者の決定	P.	28
4-6-3	中立かつ公正な審査・評価の確保	P.	28

1 はじめに

1-1 背景

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、近年公共工事に関しては、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、法第3条「基本理念」において、「公共工事の品質は（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と謳われており、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であり、発注者の責務としてこのような方向に転換を図ることが求められている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）」においても、「契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。」と謳われており、「総合評価落札方式」の適用を基本とすることなどが示されている。

本県においても、品確法及び基本方針を踏まえつつ、青森県の実情に即した「総合評価落札方式」を県土整備部においては平成18年度に導入、農林水産部においても平成19年度から導入し、平成21年度からは、設計額5千万円以上の工事は原則として全て総合評価落札方式で実施している。

1-2 本ガイドラインの目的

「総合評価落札方式」においては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、技術提案等を評価するための評価項目の設定が必要となる。

また、本方式により入札契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に、必要な段階で「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と規定されている。

このため、本ガイドラインは、青森県農林水産部発注工事について、品確法及び基本方針に基づき、「総合評価落札方式」による円滑な入札契約を実施するための効果的・効率的な評価項目の設定の基本的な方法や、必要な実施手順を示すことを目的としている。

なお、本ガイドラインの内容は、今後とも逐次改善を図っていくものである。

2 総合評価落札方式の概要

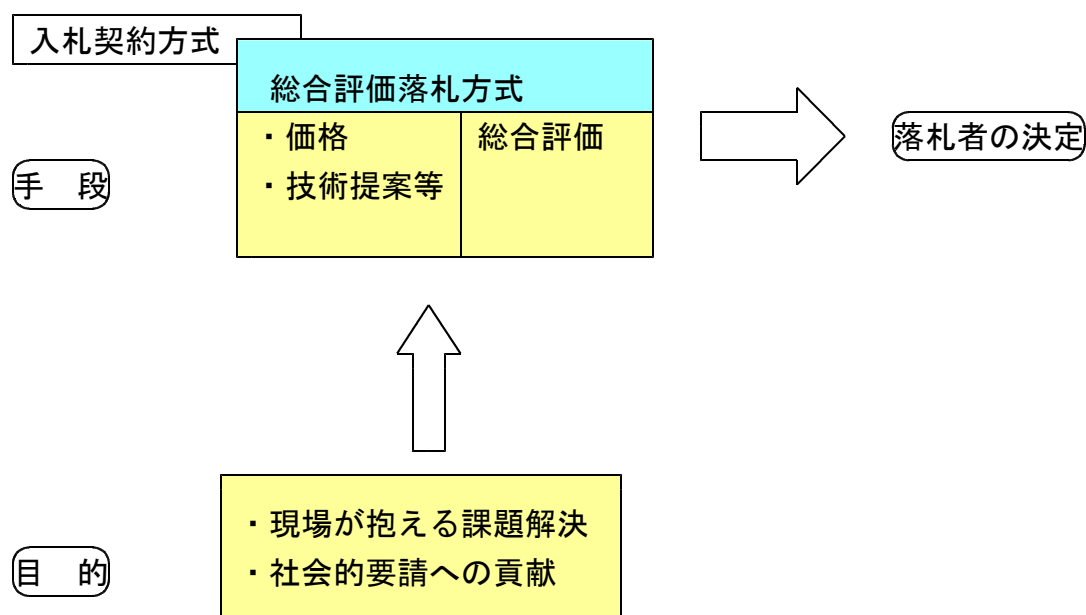
2-1 総合評価落札方式の特徴

「総合評価落札方式」は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。

例えば、工事目的物の品質や施工に係る技術的課題の解決のほか、広く公共工事に求められる社会的要請（例えば、環境の維持、リサイクルの推進等）への貢献など、当該工事の実施を通じて価格以外の価値・サービスをいかに県民に提供できるかといったことを、ユーザーである県民の視点から追求して行くことが重要である。

この観点から、当該工事に係る技術提案のほかに、企業の有する技術力や配置予定技術者の能力等を評価することも有効である。

「総合評価落札方式」の選択については、4-1によるものとする。



2-2 総合評価の方法

2-2-1 総合評価の概略手順

本方式における入札は、おおむね次のようにして行なわれる。

- ① 「評価項目」を提示。
- ② 「技術提案」として入札者から提示された性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の「価格以外の要素」を点数（以下「評価点」という。）で評価。
- ③ 入札者による「価格」の入札。
- ④ 技術提案として提示された性能等に対する「評価点」と、入札した「価格」との「総合評価」により落札者を決定。

2-2-2 総合評価の方式

「価格」及び「性能等」に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「性能等」の各評価項目の得点の合計を当該入札価格で除して得た数値をもって行う「除算方式」と、「性能等」各評価項目の得点と価格を基に算出する「価格評価点」との合計をもって行う「加算方式」がある。

2-2-3 除算方式

除算方式はバリューフォーマネーの考え方で、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から価格あたりの工事品質を算出する手法であり、具体的には、次式で示す評価値の最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{価格}}$$

このように、評価値に基づいて落札者を決定する場合、必ずしも最も安い価格の入札者が落札者となるとは限らず、価格以外の要素に対してより評価の高い提案を行った者が落札者となることもあり得る。

したがって、技術提案の内容に沿った工事の実施により、工事区域周辺の住民や道路等の施設利用者、県民に対して、工事实施に伴う影響の緩和や整備する施設の機能発揮により公益が生じるか等、想定されるメリットの内容及び程度を考慮して本方式の適用を決定するとともに技術提案等を求める内容（評価項目）を設定する必要がある。

2-2-3-1 評価点の付与方法

価格以外の性能等を評価し、評価点を付与する場合は、次の手順で実施する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 標準点の付与② 評価項目の設定③ 評価項目ごとの加算点 |
|---|

(1) 標準点の付与

「標準点」とは、入札説明書等に記載された発注者の提示する標準案の状態、つまり予定価格を算出した標準的な状態を満足する場合に対応する基礎点である。標準点は「100点」とする。

(2) 評価項目の設定

評価項目は、工事ごとの特性や周辺状況を勘案し、適切に設定するものとする。一つの工事において評価項目を複数設定することも可能である。評価項目の設定方法については、4-3によるものとする。

(3) 評価項目ごとの加算点

評価項目ごとに、評価の程度に応じて「+ α 」の得点として、「加算点」を与えるものとする。

(4) 評価点の算定

複数の評価項目を設定した場合、評価項目ごとに評価を行い、その評価の程度に応じて加算点を与えるものとする。したがって、入札参加者ごとの評価点は、次式で算出される。

$$\text{評価点} = \text{標準点 (100点)} + \sum \text{各評価項目ごとの加算点}$$

☆ 評価項目及び評価基準については、4-3によるものとする。

2-2-3-2 落札者の決定方法

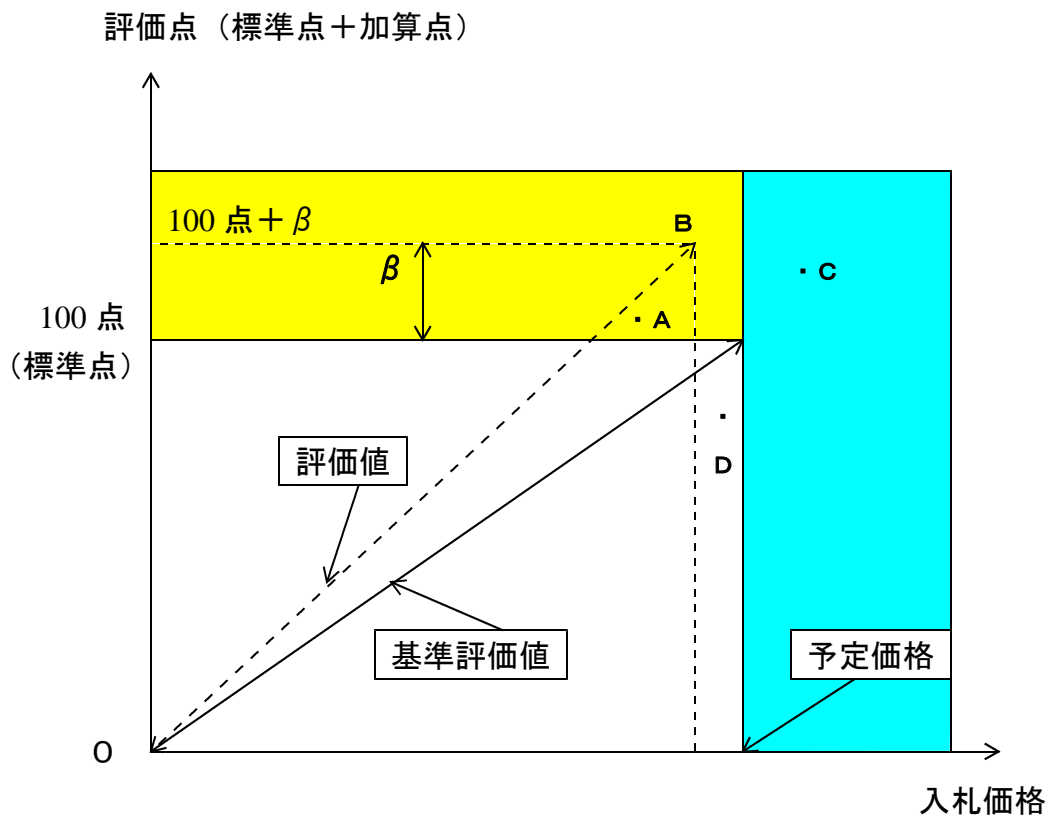
落札者は、次の三つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

《三つの要件》

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。② 価格以外の要素に係る提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。③ 評価値が基準評価値を下回っていないこと。 |
|--|

- ①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。
- ②は、技術提案の内容が発注者の提示する標準案の状態を下回らないことを規定するものである。
- ③は、落札者を決定する基準となる最低限の評価値を定めたもので、次式で表される。

$$\text{基準評価値} = \frac{100 \text{ 点 (標準状態の得点)}}{\text{予定価格 (標準案の状態のコスト)}}$$



: 要件①を満足しない領域 (入札価格が予定価格を超過)

: 要件②を満足しない領域 (「最低限の要求要件」を満たさない)

例えば、A B C Dの入札があった場合、Cは予定価格を超過し、Dは標準点の状態を満たしていないため、要件を満たさない。

Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

2-2-4 加算方式

加算方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する手法であり、具体的には、次式で示す評価値の最も大きい者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

加算方式においても除算方式同様、必ずしも最も安い価格の入札者が落札者となるとは限らない。

したがって、評価項目の設定については除算方式同様の検討が必要である。

2-2-4-1 評価点の算出方法

(1) 価格評価点

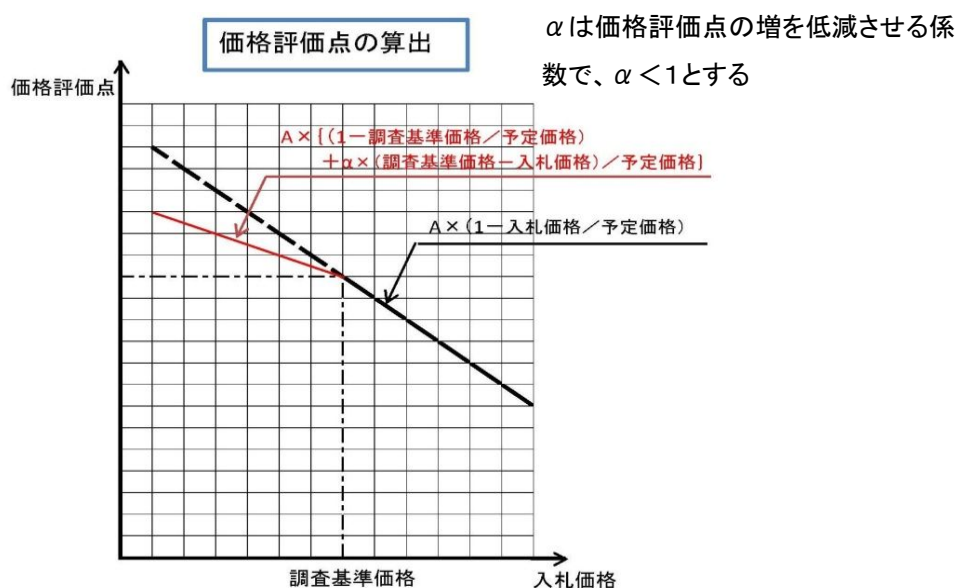
価格評価点は一般的に次式により算出する。

$$\text{価格評価点} = A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

Aは価格評価点の満点を示す係数

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して大きくなることから低価格入札を助長する虞がある。著しい低価格入札は各種の問題点が指摘されているところであり、その抑制策として、次式のように入札価格が低入札調査の調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる方法がある。

$$\text{価格評価点} = A \times \left\{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \right\}$$



(2) 評価項目の設定

除算方式と同一とし、評価項目及び評価基準については、4-3によるものとする。

(3) 価格以外の評価点

除算方式の評価点同様、評価項目ごとに評価を行い、その評価の程度に応じて評価点を与える。

$$\text{価格以外の評価点} = \sum \text{各評価項目の評価点}$$

2-2-4-2 落札者決定の方法

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

《二つの要件》

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、技術提案の内容が発注者の提示する標準案の状態を下回らないことを規定するものである。

2-2-5 総合評価落札方式の入札体系

総合評価落札方式は、請負工事設計額が5千万円以上の工事（低入札価格調査制度対象工事）を対象とする。

総合評価落札方式は、法令上、最低制限価格を設けた入札（本県では現行、指名競争入札で行う5千万円未満の工事）には適用できない。なお、現在「青森県行政改革実施計画」に基づき検討が進められている低入札価格調査制度の拡大等、入札制度の運用改善の実施に合わせ、順次拡大を図っていくものとする。

本県における総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」及び「高度技術提案型」があるが、「高度技術提案型」については、特殊な工事に限定されること、多様な技術提案方式があることなどから、工事内容に応じて個別に検討するものとする。

なお、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」（詳細は、4-1参照）の区分イメージは、次図「品確法に係る入札・契約方法の見直し」を参照されたい。

2-2-6 品確法に係る入札・契約方法の見直し

【 H17以前 】

入札体系		設計金額	入札体系	
従来型	従来型		従来型	総合評価落札方式
一般競争入札	一般競争入札	WTOの政府調達協定による 24.1億	一般競争入札	高度技術提案型
制限付き 一般競争入札 (共同企業体)	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)	5億	5億	標準型
制限付き 一般競争入札 (単体)	一般競争入札 (単体)	4億	4億	
参加申込型 指名競争入札 (本庁主務課審査)	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)	2億	2億	簡易型 I
		1.6億	1.6億	
		1億	1億	
参加申込型 指名競争入札 (県土整備事務所 地域県民局地域整備部)	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域整備部)	5千万	5千万	簡易型 II
指名競争入札	指名競争入札	5千万未満	5千万未満	指名競争入札

【 導入（現行） 】

入札体系		設計金額	入札体系	
従来型	従来型		従来型	総合評価落札方式
一般競争入札	一般競争入札	WTOの政府調達協定による 23億	一般競争入札	高度技術提案型
条件付き 一般競争入札 (共同企業体)	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)	5億	5億	標準型
一般競争入札 (単体)	一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)	4億	4億	
参加申込型 指名競争入札 (本庁主務課審査)	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)	2億	2億	簡易型 I
		1.6億	1.6億	
		1億	1億	
参加申込型 指名競争入札 (県土整備事務所 地域県民局地域整備部)	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域整備部)	5千万	5千万	簡易型 II
指名競争入札	指名競争入札	5千万未満	5千万未満	指名競争入札

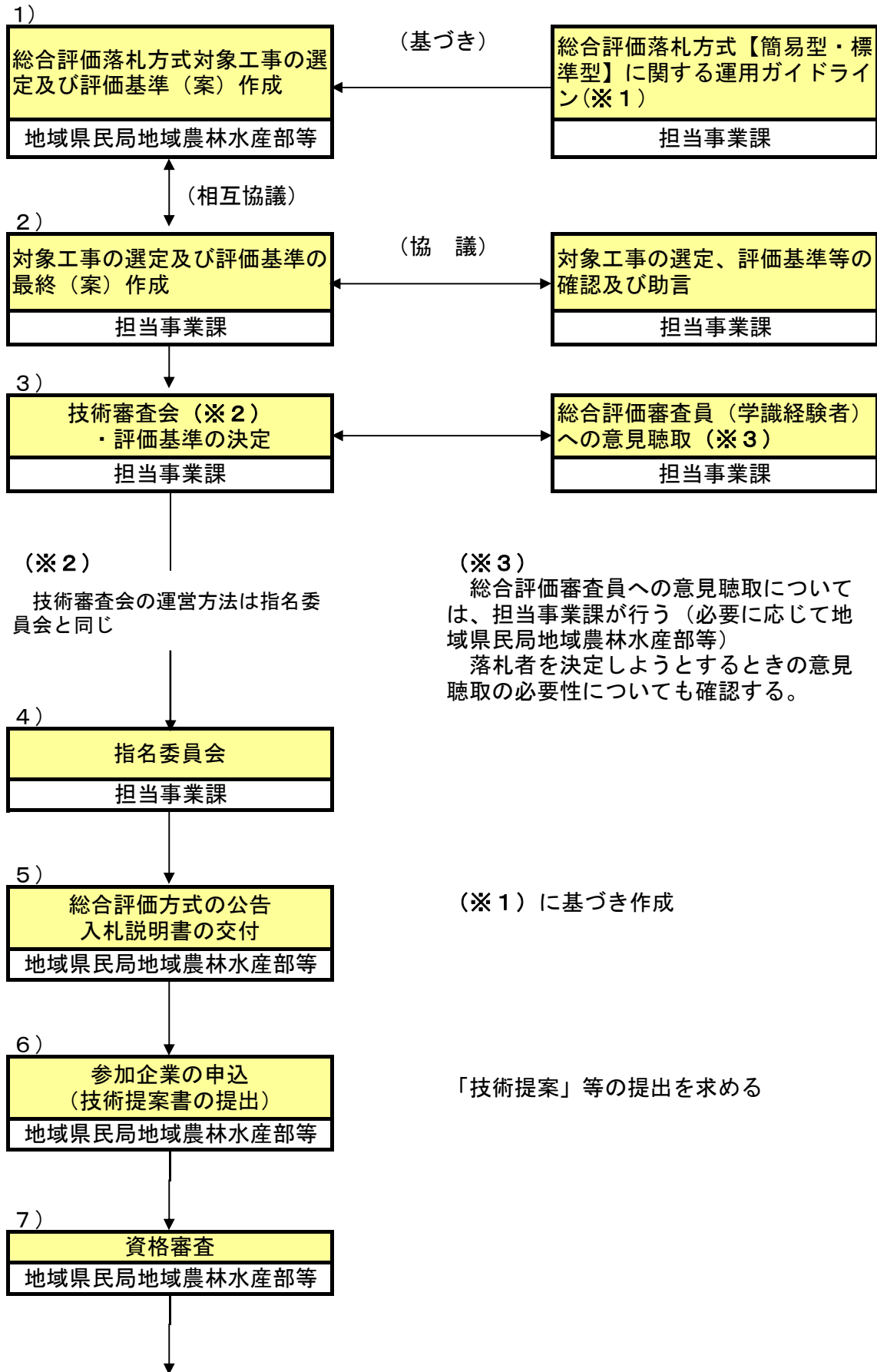
【 導入（将来） 】

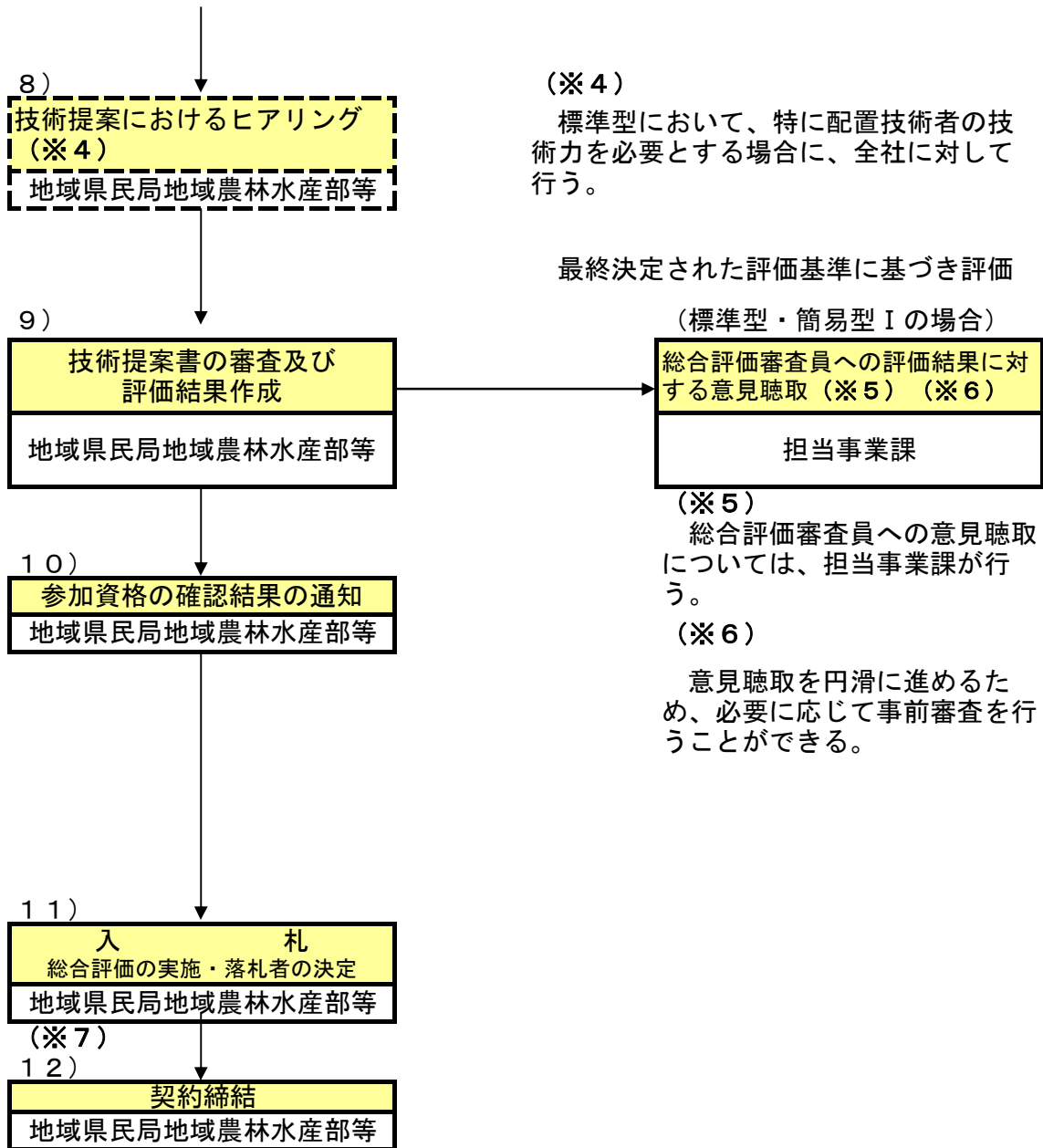
入札体系		設計金額	入札体系	
従来型	従来型		従来型	総合評価落札方式
一般競争入札	一般競争入札	WTOの政府調達協定による 23億	一般競争入札	高度技術提案型
条件付き 一般競争入札 (共同企業体)	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)	5億	5億	標準型
一般競争入札 (単体)	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)	4億	4億	
参加申込型 指名競争入札 (本庁主務課審査)	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)	2億	2億	簡易型 I
		1.6億	1.6億	
		1億	1億	
参加申込型 指名競争入札 (県土整備事務所 地域県民局地域整備部)	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域整備部)	5千万	5千万	簡易型 II
指名競争入札	指名競争入札	5千万未満	最低制限価格 の対象縮小	指名競争入札

3 手続きの流れ

3-1 手続きの流れ(基本的な事務フロー)

1億円以上の工事





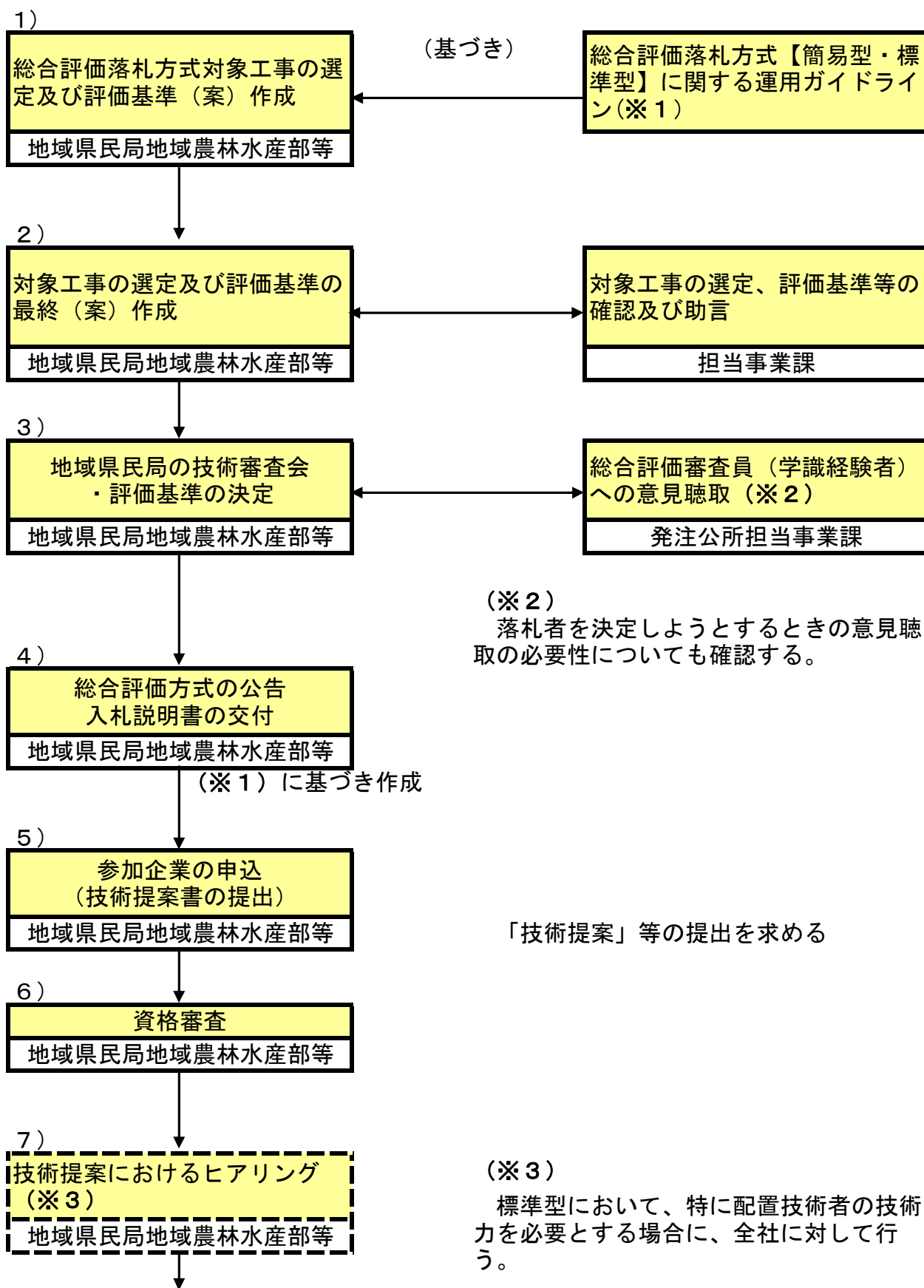
(「地域県民局地域農林水産部等」は地域県民局の地域連携部管理室、地域農林水産部各担当課及び漁港漁場整備事務所を示す)

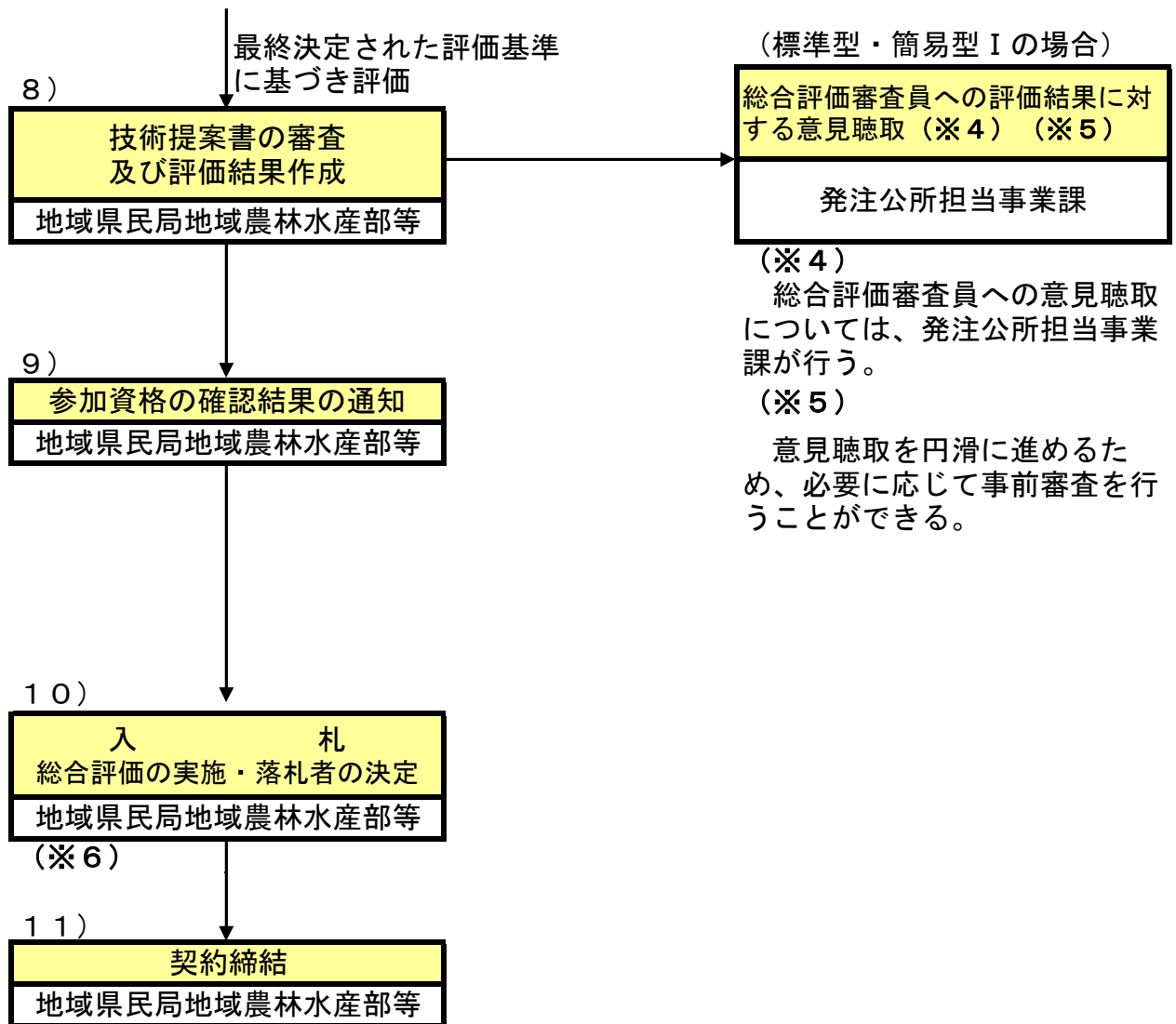
(※7)

(※3)により、落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要とされた場合は「総合評価審査員への意見聴取」及び「技術審査会審査」を実施する。

3-2 手続の流れ(基本的な事務フロー)

1億円未満の工事





(「地域県民局地域農林水産部等」は地域県民局の地域連携部管理室、地域農林水産部各担当課及び漁港漁場整備事務所を示す)

(※6)

(※2) により、落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要とされた場合は「総合評価審査員への意見聴取」及び「技術審査会地域整備部会審査」を実施する。

4 実施の手順

4-1 総合評価落札方式の選択

対象工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて、「標準型」又は「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」のいずれかの総合評価方式を選択する。

なお、「高度技術提案型」については、当面総合評価落札方式では対象としないが、工事内容（工事規模、高度技術等）に応じて必要な場合は、個別に検討する。

技術力を評価する総合評価落札方式の区分については、次ページの「工事における技術力・技術提案の評価及び活用」に示すとおりである。

（１）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事においては、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

（２）簡易型Ⅰ

技術的な工夫の余地が小さい工事においては、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

（３）簡易型Ⅱ

技術的な工夫の余地がほとんど無い工事において、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

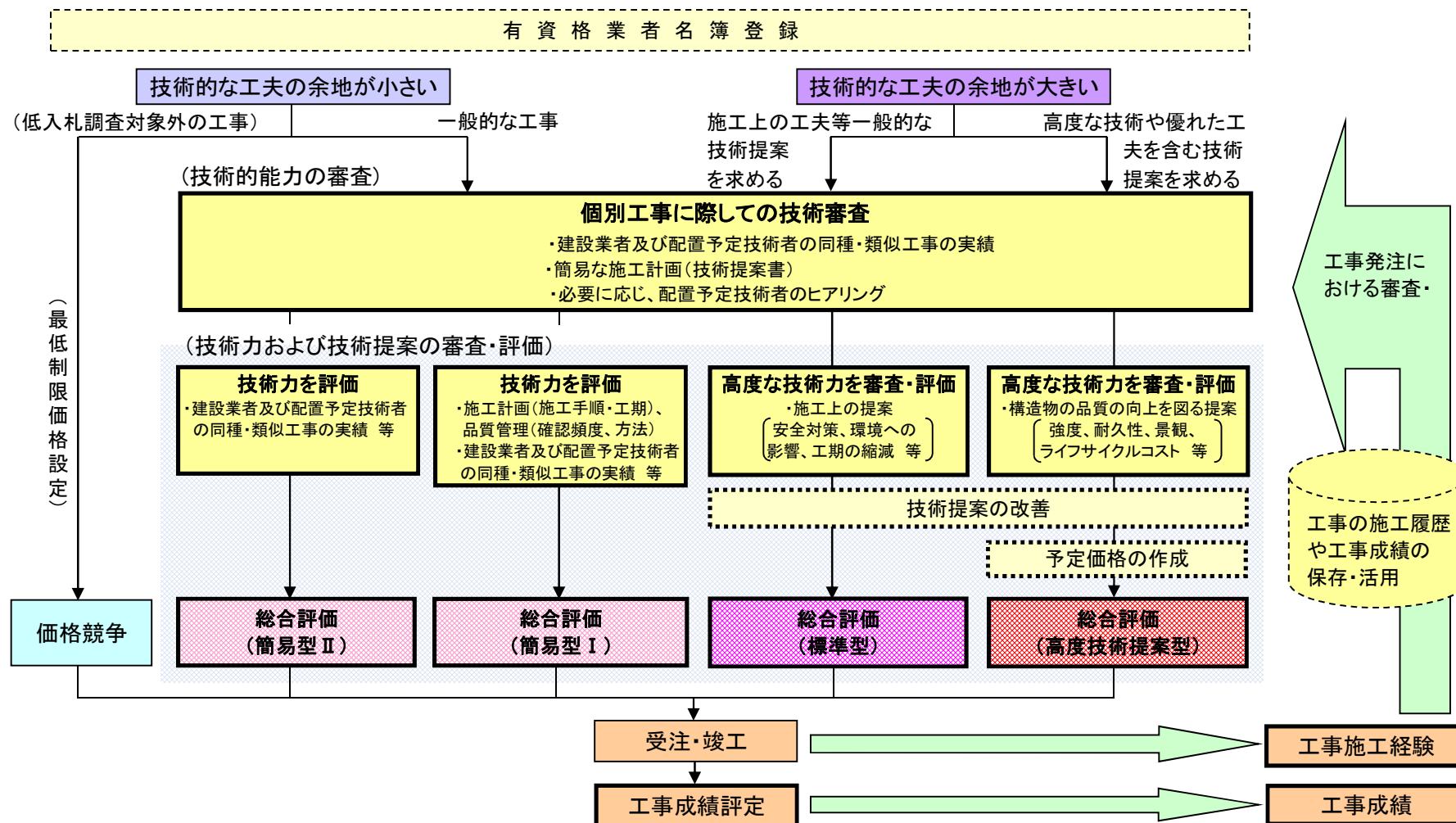
「標準型」及び「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」における評価内容については次のとおりである。

「標準型」と「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」の評価内容

評価の観点	評価の対象	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
技術力評価	企業の施工実績	●	●	●
	配置予定技術者の能力	●	●	●
	配置予定技術者の能力（ヒアリング）	▲		
	地理的条件	▲		
	地域貢献	●	●	●
技術提案	簡易な施工計画	●	●	
	総合的なコスト	●		
	工事目的物の性能・機能	●		
	社会的要請	●		

▲：必要に応じて

工事における技術力・技術提案の評価及び活用



※個別工事に際しての技術審査:建設業者の施工能力の確認を行う(入札参加要件を満たしていない場合には、競争参加資格を認めない)。
 ※技術力を審査・評価:技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。
 ※技術提案:一般的な工事においては、簡易な施工計画等についての提案を求める。
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質向上に関する高度な提案を求める。
 ※総合評価:技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

4-2 対象工事の選定

総合評価落札方式「標準型」は、技術提案等を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事に適用される。すなわち、発注者が技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事である。

具体的には、構造物自体の強度や耐久性といった「性能・機能」の向上に関する技術提案を求める橋梁やトンネル等の工事、施工中における騒音の低下や規制車線数の減少といった環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策・リサイクル対策等の「社会的要請」に関する技術提案を求める工事、このほか、工事価格以外の補償費、ライフサイクルコストの削減等の「総合的なコスト」に関する技術提案を求める工事が対象となる。

その他の一般的な工事は、施工上の課題に対し技術的工夫の余地が小さい工事については、その工種や当該現場への理解度を確認するために簡易な施工計画を求め、工事成績・施工実績等に基づく技術力とあわせて評価する「簡易型Ⅰ」と、技術的工夫の余地がほとんどなく、施工計画を求めるまでもない工事に対して、工事成績・施工実績等により技術力を評価する「簡易型Ⅱ」を適用する。

なお大規模な工事・特殊な工事について、本県においては当面、その工事内容により必要に応じて「高度技術提案型」の適用を個別に検討する。

「標準型」及び「簡易型(Ⅰ・Ⅱ)」の選定にあたっては、次ページの「技術提案を求めるための施工上の技術的課題のチェックシート」により課題を抽出し、課題の難易度、技術的工夫の大小に応じて型式を決定する。

型式決定の目安は、

- (1) 施工上の技術的課題があり、
 かつ、その課題に対して技術的工夫を要する場合 ・ ・ 「標準型」
 - (2) 施工上の技術的課題がある場合 ・ ・ ・ ・ ・ 「簡易型Ⅰ」
 - (3) 施工上の技術的課題・工夫の余地がほとんど無い場合 ・ ・ ・ 「簡易型Ⅱ」
- とする。

技術提案を求めるための施工上の技術的課題のチェックシート

総合的なコスト	補償	<input type="checkbox"/>	補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。
	維持費等	<input type="checkbox"/>	維持管理費の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	建築物の保全費用の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	非常用自家用発電機の燃料消費率の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	変圧器の変換損失値の縮減につながる。
その他	<input type="checkbox"/>	その他 ()	
工事目的物の性能・機能	性能・機能	<input type="checkbox"/>	土の締め固め具合について管理を要する。(築堤等)
		<input type="checkbox"/>	豪雨時の土砂の流出対策を要する。(築堤等)
		<input type="checkbox"/>	材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形の管理が求められる。
		<input type="checkbox"/>	施工数量により、設備の機能・性能が向上する。
		<input type="checkbox"/>	自動車専用道や交通量の多い道路等で走行性・低騒音が求められる。(アスファルト舗装)
		<input type="checkbox"/>	アスファルト舗装材の敷均し時の温度管理が求められる。(冬期施工)
		<input type="checkbox"/>	構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。(橋梁補修等)
		<input type="checkbox"/>	建築物の断熱性能が求められる。
		<input type="checkbox"/>	周辺的环境や街並みとの景観の調和が求められる。
		<input type="checkbox"/>	その他 ()
社会的要請	近接施工	<input type="checkbox"/>	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	架空線があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	民家があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道作業	<input type="checkbox"/>	施工に当たり交通規制が伴う。
		<input type="checkbox"/>	施工に当たり、歩行者の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁	<input type="checkbox"/>	水質汚濁防止の対策が必要。
		<input type="checkbox"/>	地下水遮断の対策が必要。
	振動・騒音	<input type="checkbox"/>	施工に当たり、振動・騒音対策が必要。
	大気汚染	<input type="checkbox"/>	粉塵発生の抑制対策が必要。
		<input type="checkbox"/>	CO ₂ 排出の抑制対策が必要。
	地盤沈下	<input type="checkbox"/>	施工に当たり、地盤沈下対策が必要。
	環境	<input type="checkbox"/>	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。
	特別な安全対策	<input type="checkbox"/>	既存施設利用者の安全対策が必要。
		<input type="checkbox"/>	円滑な工事車両の誘導が必要。
	省資源及びリサイクル	<input type="checkbox"/>	リサイクル製品の活用が必要。
<input type="checkbox"/>		建設副産物の抑制対策が必要。	
その他	<input type="checkbox"/>	その他 ()	

4-3 評価項目及び評価基準

4-3-1 評価項目及び評価基準の設定

(1) 標準型

標準型においては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行うとともに、簡易な施工計画や施工上の技術的課題に係る技術提案を求め、技術提案の実現性、有効性を評価する。

なお、必要に応じて、配置予定技術者へのヒアリングを行い、評価を行う。

基本的な評価項目及び評価基準については、次ページ以降の『「標準型」の評価項目及び評価基準』に示すとおりである。

(2) 簡易型Ⅰ・Ⅱ

簡易型Ⅰにおいては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行うとともに、簡易な施工計画や施工上の課題への対応の提出を求め、当該工事や当該現場への理解度等を評価する。

簡易型Ⅱにおいては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行う

基本的な評価項目及び評価基準については、次ページ以降の『「簡易型Ⅰ」の評価項目及び評価基準』及び『「簡易型Ⅱ」の評価項目及び評価基準』に示すとおりである。

(3) 最低限の要求要件

技術提案の内容は、提案の有無にかかわらず、必要に応じて「最低限の要求要件」を設け、この要求要件を満たしている場合にのみ点数を付与し、満たしていない場合は欠格として入札参加資格を与えないものとする。

この場合は、その旨あらかじめ入札説明書等で明示するものとする。

< 技術力評価(1) >

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工実績	平成13年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り(※1)	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り(※2)	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注工事の平成18年から平成21年の工事成績評定の平均点(※3)	80点以上	2.0	/ 2.0
		78点以上80点未満	1.0	
		78点未満	0.0	
	平成21年度以降における優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	労働安全衛生・品質・環境マネジメントシステムの取組状況	OHSAS18001(又はCOHSMS)、ISO9001、ISO14001(又はエコアクション21)の認証のうちいずれか2つ以上を取得済み	1.0	/ 1.0
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5	
上記以外		0.0		
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格 【1.6億円未満の工事】 ※上段:土木工事 下段:建築工事(※4)	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0
		1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0	
		上記以外	0.0	
		継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明あり)	1.0	
	上記以外	0.0		
	平成13年度以降における主任(監理)技術者としての施工経験の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0	
		上記以外	0.0	
	平成21年度以降における優良工事技術者表彰の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
地理的条件 ※標準型の一部で適用	地域内における本店の所在地の有無	発注公所管内(及び〇〇市町村)に本店あり	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0		
地域貢献	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	2.0	/ 2.0
		市町村と災害協定を締結している	1.0	
		上記以外	0.0	
	平成20年度以降における除雪業務の実績	県管理道路の除雪業務委託の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	平成21年度以降における社会貢献活動の有無(※5)	社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(離職者)の雇用実績(※6)	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0	
		上記以外	0.0	
公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(被災者)の雇用実績(※7)	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0	
	1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0		
	上記以外	0.0		
	総計			/ 21.0

※1 評価対象となる同種工事については、入札参加資格と別に定める。ただし建築工事においては、「建築一式工事」とする。

※2 公共工事発注機関とは、地方公共団体のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。

※3 建築工事においては、評定点区分80点を78点、78点を76点とする。平成23年7月1日以降は「平成19年から22年の工事成績評定の平均点」とする。

※4 1.6億円以上の工事については、評価基準欄の「上記以外」の行を削除する。

電気設備工事・管工事はそれぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士と読み替えて適用する。

※5 社会貢献活動とは、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等を対象とする。

※6 緊急雇用対策(離職者)とは、平成21年1月13日付け青整企第288号及び平成21年1月20日付け青農水第975号通知によるものをいう。雇用情勢が回復するまでの当面の措置として評価項目とする。1ヶ月以上雇用期間とは、適用日以降に新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。

※7 緊急雇用対策(被災者)とは、平成22年12月17日付け青農水第805号及び青整企第198号通知(猛暑によるホタテ・米被災者)、及び平成23年4月25日付け青農水第116号及び青整企第21号通知(「東日本大震災」による被災者)によるものをいう。1ヶ月以上雇用期間とは、ホタテ被災者については平成22年10月15日から平成24年3月31日まで、米被災者については平成22年10月15日から平成23年3月31日まで、震災被災者については平成23年3月11日から平成25年3月31日まで新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。

< 技術力評価(2) > (ヒアリングを行う場合)

	評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の能力 (ヒアリング)	技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における主体性、創意工夫の取組 等	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる	4.0	/ 4.0
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0	
		その他	0.0	
	当該工事の理解度・取組姿勢 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性 等	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組姿勢が見られる	4.0	/ 4.0
		当該工事について適切に理解している	2.0	
		その他	0.0	
	技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2.0	/ 2.0
		その他	0.0	
	※ ヒアリングを行った場合は、 <技術力評価(1)>の総計に加算			総計 ※

< 技術提案 >

	評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け等	施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	20.0	/ 20.0
		施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	10.0	
		不適切ではないが一般的事項のみの記載となっている	0.0	
	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
上記以外		0.0		
総合的なコスト	ライフサイクルコストその他コストに関する提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優/良/可の判定等) ・ コストとして評価	※ 20.0	/ 20.0
工事事務物の性能・機能	性能・機能向上に関する提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優/良/可の判定等)		
社会的要請	交通規制日数の短縮等の提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優/良/可の判定等)		
※「総合的なコスト」「工事事務物の性能・機能」「社会的要請」の項目については、このうち1~3項目を選んで設定し、その点数が合計20点満点になるよう各項目に配点する。			総計	/ 41.0

< 技術力評価 >

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工実績	平成13年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り(※1)	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り(※2)	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注工事の平成18年から平成21の工事成績評定の平均点(※3)	80点以上	2.0	/ 2.0
		78点以上80点未満	1.0	
		78点未満	0.0	
	平成21年度以降における優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
		労働安全衛生・品質・環境マネジメントシステムの取組状況	1.0	
	OHSAS18001(又はCOHSMS)、ISO9001、ISO14001(又はエコアクション21)の認証のうちいずれか2つ以上を取得済み	1.0		
	上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5		
	上記以外	0.0		
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格 【1.6億円未満の工事】 ※上段:土木工事 下段:建築工事 (※4)	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0
		1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0	
		上記以外	0.0	
		継続教育の取組状況	1.0	
	継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明あり)	1.0		
	上記以外	0.0		
	平成13年度以降における主任(監理)技術者としての施工経験の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0	
		上記以外	0.0	
		平成21年度以降における優良工事技術者表彰の有無	1.0	
	上記以外	0.0		
	地域貢献	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	2.0
市町村と災害協定を締結している			1.0	
上記以外			0.0	
平成20年度以降における除雪業務の実績		県管理道路の除雪業務委託の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
平成21年度以降における社会貢献活動の有無(※5)		社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(離職者)の雇用実績(※6)		1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0	
		上記以外	0.0	
公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(被災者)の雇用実績(※7)		1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0	
	上記以外	0.0		

- ※1 評価対象となる同種工事については、入札参加資格と別に定める。ただし建築工事においては、「建築一式工事」とする。
- ※2 公共工事発注機関とは、地方公共団体のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。
- ※3 建築工事においては、評定区分80点を78点、78点を76点とする。平成23年7月1日以降は「平成19年から22年の工事成績評定の平均点」とする。
- ※4 1.6億円以上の工事については、評価基準欄の「上記以外」の行を削除する。電気設備工事・管工事はそれぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士と読み替えて適用する。
- ※5 社会貢献活動とは、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等を対象とする。
- ※6 緊急雇用対策(離職者)とは、平成21年1月13日付け青整企第288号及び平成21年1月20日付け青農水第975号通知によるものをいう。雇用情勢が回復するまでの当面の措置として評価項目とする。1ヶ月以上雇用期間とは、適用日以降に新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。
- ※7 緊急雇用対策(被災者)とは、平成22年12月17日付け青農水第805号及び青整企第198号通知(猛暑によるホタテ・米被災者)、及び平成23年4月25日付け青農水第116号及び青整企第21号通知(「東日本大震災」による被災者)によるものをいう。1ヶ月以上雇用期間とは、ホタテ被災者については平成22年10月15日から平成24年3月31日までに、米被災者については平成22年10月15日から平成23年3月31日までに、震災被災者については平成23年3月11日から平成25年3月31日までに新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。

総計 / 21.0

「簡易型 I」の評価項目及び評価基準 2/2 (平成23年度)

< 技術提案 >

	評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	3.0	/ 3.0
		工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
	工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる(〇日以上の短縮)	3.0	/ 3.0
		各工程の工期が適切である	0.0	
	発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる(※)	6.0	/ 6.0
			4.0	
			2.0	
	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
			0.0	
			0.0	
		(※) 優・良・可の判定等 工事・現場への理解度を評価	総計	/ 13.0

< 技術力評価 >

	評価項目	評価基準	配点	得点	
企業の施工実績	平成13年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り(※1)	2.0	/ 2.0	
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り(※2)	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注工事の平成18年から平成21年の工事成績評定の平均点(※3)	80点以上	2.0	/ 2.0	
		78点以上80点未満	1.0		
		78点未満	0.0		
	平成21年度以降における優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	労働安全衛生・品質・環境マネジメントシステムの取組状況	OHSAS18001(又はCOHSMS)、ISO9001、ISO14001(又はエコアクション21)の認証のうちいずれか2つ以上を取得済み	1.0	/ 1.0	
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5		
		上記以外	0.0		
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格 ※上段: 土木工事 下段: 建築工事(※4)	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0
1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士			1.0		
上記以外			0.0		
継続教育の取組状況			継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明あり)	1.0	
上記以外		0.0			
平成13年度以降における主任(監理)技術者としての施工経験の有無		国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0	
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0		
		上記以外	0.0		
平成21年度以降における優良工事技術者表彰の有無		国又は青森県の組織から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
地域貢献		県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
			上記以外	0.0	
	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	2.0	/ 2.0	
		市町村と災害協定を締結している	1.0		
		上記以外	0.0		
	平成20年度以降における除雪業務の実績	県管理道路の除雪業務委託の実績あり	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	平成21年度以降における社会貢献活動の有無(※5)	社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(離職者)の雇用実績(※6)	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0	
		1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0		
		上記以外	0.0		
公告日以前6ヶ月間における緊急雇用対策(被災者)の雇用実績(※7)	1ヶ月以上雇用期間の人数が3人以上	2.0	/ 2.0		
	1ヶ月以上雇用期間の人数が1~2人	1.0			
	上記以外	0.0			
	総計			/ 21.0	

※1 評価対象となる同種工事については、入札参加資格と別に定める。ただし建築工事においては、「建築一式工事」とする。

※2 公共工事発注機関とは、地方公共団体のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。

※3 建築工事においては、評定区分80点を78点、78点を76点とする。
平成23年7月1日以降は「平成19年から22年の工事成績評定の平均点」とする。

※4 電気設備工事・管工事はそれぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士と読み替えて適用する。

※5 社会貢献活動とは、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等を対象とする。

※6 緊急雇用対策(離職者)とは、平成21年1月13日付け青整企第288号及び平成21年1月20日付け青農水第975号通知によるものをいう。
雇用情勢が回復するまでの当面の措置として評価項目とする。
1ヶ月以上雇用期間とは、適用日以降に新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。

※7 緊急雇用対策(被災者)とは、平成22年12月17日付け青農水第805号及び青整企第198号通知(猛暑によるホタテ・米被災者)、及び平成23年4月25日付け青農水第116号及び青整企第21号通知(「東日本大震災」による被災者)によるものをいう。
1ヶ月以上雇用期間とは、ホタテ被災者については平成22年10月15日から平成24年3月31日までに、米被災者については平成22年10月15日から平成23年3月31日までに、震災被災者については平成23年3月11日から平成25年3月31日までに新規雇用された社員の雇用期間とし、公告日時点での期間とする。

4-3-2 加算点、価格以外の評価点、価格評価点の設定

(1) 標準型、簡易型Ⅰの設定

除算方式で行う場合の提案内容を評価する加算点については、標準型は40点満点、簡易型Ⅰは30点満点とする。内訳は次のとおりとする。

- ・ 標準型 : 技術力評価 (10点満点) + 技術提案 (30点満点) = 40点満点
 - ・ 簡易型Ⅰ : 技術力評価 (15点満点) + 技術提案 (15点満点) = 30点満点
- したがって、個別工事の技術力評価及び技術提案の加算点は
- ・ 標準型 : 10点 (又は30点) × (評価得点) / (評価満点)
 - ・ 簡易型Ⅰ : 15点 × (評価得点) / (評価満点)

により算定される。

(2) 簡易型Ⅱの設定

簡易型Ⅱは加算方式で行い、技術力等を評価する価格以外の評価点は20点満点とする。

- ・ 簡易型Ⅱ : 技術力評価 (20点満点) = 20点満点

この場合の個別工事の価格以外の評価点は

$$20点 \times (評価得点) / (評価満点) となる。$$

簡易型Ⅱにおける加算方式の価格評価点は、配点を80点とし、次式により算出する。

ア) 入札価格 ≥ 調査基準価格の場合

$$価格評価点 = 80点 \times (1 - 入札価格 / 予定価格)$$

イ) 入札価格 < 調査基準価格の場合

$$価格評価点 = 80点 \times \{ (1 - 調査基準価格 / 予定価格) + 0.5 \times (調査基準価格 - 入札価格) / 予定価格 \}$$

(3) 技術提案評価の手法

性能等を評価する場合は、客観的な判定ができるよう、極力数値化できる「①数値方式」によるものとし、数値化が困難で定性的に判定せざるを得ないものについては、「②判定方式」または「③順位方式」のいずれか適切なものによる。

① 数値方式 (定量的評価)

この方式は、評価項目の性能等の数値を評価指標とし、その数値の範囲に応じて点数を付与する方式である。

標準的には、提示された最高の性能等の数値にその評価項目の点数の満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、中間の性能等については、それぞれの性能等の数値に応じて按分した (あるいは提示した) 点数を付与する方式である。

② 判定方式 (定性的評価)

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能に関して、2段階、3段階等の階層とその判断基準を設け、入札参加者ごとの性能等が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式である。

例えば、3階層（優・良・可）判定では、「優」に該当する者には満点、「良」に該当する者にはその50%、「可」には0点を付与する。

③ 順位方式（定性的評価）

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。

標準的には、入札参加者の最上位の者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与する方式である。

（4）評価得点の配分

複数の評価項目を設定する際には、各評価項目間の重み付け（設定する項目間の配分）が必要である。

4-4 評価内容の担保

総合評価においては、技術提案の評価が価格以外の要素として落札者の決定に直接関係しているため、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を講じ、評価内容の担保を図るものとする。

4-4-1 履行の確保

落札者の提案内容（性能等）については、以下に示す措置を講じるものとする。

- (1) 落札者の提示した性能等については、契約書にその内容を記載し、その履行を確保する。
- (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認する。
- (3) 提案内容の履行の確認は、適切な時点で適宜実施し、その確認の方法、頻度等については、受発注者間で、可能な範囲で合意しておくものとする。

4-4-2 履行できなかった場合の措置

受注者の責めにより提案内容の不履行等が認められた場合、工事成績評点を減ずる措置を行うとともに、併せて以下の措置を行うものとし、入札説明書等において明らかにするものとする。

- (1) 再度の施工が可能な場合は、再度の施工の義務があること。
- (2) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合等、提案内容の履行状況が特に悪質と認められ指名停止要領に定める措置要件に該当する場合は、指名停止の措置を行うこと。

4-5 入札公告手続

技術提案の評価に当たっては、発注者が求める技術提案の内容と評価の方法が応札する企業等に正しく理解されることで、積極的な技術提案の促進を図るとともに、技術提案の募集内容や評価の方法等に疑義を残さないことが重要である。

したがって、総合評価（技術提案）に関する事項について、入札公告等に明示するものとする。

4-5-1 入札公告

入札公告には、通常入札において公告しなければならない事項のほか、次に掲げる総合評価に関する事項についても公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 技術提案書を提出し、その内容が適正であることが必要である旨
- (4) 技術提案の審査結果の通知に関する事項
- (5) 入札価格は、適正と認められた技術提案に基づいたものでなければならない旨

- (6) 説明会を実施する場合は、その日時及び場所
- (7) 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
- (8) ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
- (9) その他必要と認める事項

4-5-2 入札説明書

入札説明書には、次に掲げる総合評価（技術提案）に関する事項についても明示するものとする。

- (1) 技術提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- (2) 技術提案の審査の結果は、入札参加資格の審査の結果の通知とともに、別途書面により通知すること。この場合において、技術提案の審査の結果、当該技術提案の内容が適正でない認められたものについては、当該書面にその理由を付すること。
- (3) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
- (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでないこと。
- (5) 提案内容に不履行が認められた場合、工事成績評点を減ずる措置を行うこと。
- (6) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工を行わせること。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日青監第323号）に基づく指名停止を行うことがあること。

4-6 技術提案の審査と総合評価

4-6-1 技術提案の審査

技術提案等の審査に関しては、入札説明書に明示した性能等に関する評価項目及び評価基準に基づき、公正かつ公平な審査を通じて適切に行う。またその提案が担保できる内容のものであるかについて審査を行う。

審査等の公正さを確保するため、審査の結果、技術提案を適正と認められなかった申込者に対して発注者は、その者の要請に応じて理由を説明するものとする。

なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確である等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う。

4-6-2 総合評価及び落札者の決定

技術提案の評価は、予め設定した評価項目及び評価基準に従って実施する。

総合評価を行うにあたっては、標準型・簡易型Ⅰで行う除算方式においては次の三つの要求要件を満足しているか否かを確認する。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る提案が、全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。
- ③ 評価値が基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{評 価 点}}{\text{価 格}}$$

また、簡易型Ⅱで行う加算方式においては次の二つの要求要件を満足しているか否かを確認する。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る提案が、全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

これらの要件をクリアしているものの中から、最も評価値が大きい入札者を落札者として決定する。

4-6-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。

このため地方自治法施行令の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の「総合評価審査員」より意見を聴取することとする。

また、標準型及び簡易型 I での総合評価落札方式では、恣意性を排除し客観性を確保するため、技術提案の評価結果についても「総合評価審査員」より意見を聴取することとする。

なお、技術提案については、提案自体が各企業の知的財産であるという認識のもと、他者に提案の内容に関する事項が知られることのないよう、また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように配慮するものとする。

平成 23 年 5 月 9 日